

音楽・映像資料室運営要領

(平成元年三月二十八日館長決定第五号)

改正	平成	十三年	七月	五日館長決定第	六号	
	同	十四年	三月三十一日同	第	二号	
	同	十四年	十月	三日同	第十九号	
	同	十六年	九月二十八日同	第	六号	
	同	二十三年	六月二十三日同	第	十一号	
	同	二十三年	十二月二十七日同	第	十七号	
	同	二十八年	二月	十二日同	第	二号
	同	二十八年	十一月	二日同	第	八号
	令和	四年	三月二十九日同	第	二号	

(趣旨)

- 1 音楽・映像資料室の運営については、国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号。以下「規則」という。）及び国立国会図書館中央館における資料の利用並びに中央館及び支部図書館資料の相互貸出しに関する規則（令和四年国立国会図書館規則第二号）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(閲覧に供する資料の範囲)

- 2 音楽・映像資料室においては、音楽資料、映像資料、電磁的資料その他の利用者サービス部音楽映像資料課が所管する図書館資料（以下「資料」という。）を閲覧に供するものとする。

(閲覧の許可を必要とする資料)

- 3 資料のうち、規則第二十七条に規定する閲覧の許可を必要とするもの（以下「指定資料」という。）の範囲は、館長が別に定めるところによる。

(閲覧の許可の申請)

- 4 指定資料の閲覧の許可を受けようとする者が提出する閲覧許可申請書は、音楽・映像資料室カウンターで受理するものとする。

(閲覧の許可)

- 5 指定資料の閲覧の許可は、利用者サービス部長が与える。

- 6 指定資料の閲覧の許可の有効期間が経過したときには、継続して指定資料を閲覧する必要が認められる場合であっても、改めて閲覧許可申請書の提出を求めるものとする。

(許可の取消し)

- 7 利用者サービス部長は、規則第二十三条の規定により入館を拒まれ、又は退館を命じられた者については、指定資料の閲覧の許可を取り消すことができる。この場合において、閲覧許可証の交付を受けた者については、これを返却させるものとする。

(閲覧の予約)

- 8 資料のうち館長が別に定めるものを閲覧に供する場合は、館長が別に定めるところにより、閲覧の予約の申請を受けるものとする。

(閲覧の制限)

- 9 保存又は管理上特別の取扱いを必要とする資料については、閲

覧に必要な制限を加えるものとする。

10 複製物がある資料については、当該複製物を閲覧に供するものとする。ただし、特に原資料の閲覧が必要と認められるときはこの限りでない。

(請求資料の数)

11 同時に請求を受け付ける資料の数は、館長が別に定めるところによる。

(返却の場所)

12 閲覧を終えた資料（開架資料を除く。）は、音楽・映像資料室のカウンターに返却するものとする。ただし、規則第四十六条第四項に規定する後日複写を申し込む資料については、この限りでない。

(資料の室外閲覧の禁止)

13 資料は、音楽・映像資料室の外で閲覧に供してはならない。

(録音・映像資料等の閲覧)

14 録音・映像資料等（機器を用いて閲覧する資料をいう。以下同じ。）は、音楽・映像資料室に備え付けられた機器により閲覧に供するものとする。

(所管外図書館資料の閲覧の禁止)

15 資料以外の図書館資料を音楽・映像資料室で閲覧することは認めない。ただし、資料と併せて閲覧する必要があると認められるときは、この限りでない。

(機器等の持込みの制限)

16 録音・映像資料等の閲覧に用いることができる機器、電磁的方法（国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十四条第一項第九号に規定する方法をいう。）により記録するための記録媒体又は同項第八号若しくは第九号に掲げる物を利用者が音楽・映像資料室に持ち込むことは、認めない。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(複製の禁止)

17 利用者自らが録音・映像資料等を複製することは、認めない。
附 則
1 この要領は、平成元年四月一日から施行する。
2 音楽資料室運営要領（昭和三十八年館長決定第九号）は、廃止する。

附 則（平成十三年七月五日館長決定第六号）

本件は、平成十三年七月五日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日館長決定第二号）

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月三日館長決定第十九号）

本件は、平成十四年十月七日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日館長決定第六号）

本件は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十三日館長決定第十一号）

本件は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十七日館長決定第十七号）

本件は、平成二十四年一月六日から施行する。

附 則（平成二十八年二月十二日館長決定第二号）

本件は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十一月二日館長決定第八号）

本件は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日館長決定第二号）

本件は、令和四年五月十九日から施行する。